

2012年7月25日

日本公民館学会 会員各位

日本公民館学会理事選挙の実施について（ご案内）

日本公民館学会選挙管理委員会
委員長 関 直規

盛夏の候、皆様におかれましてはご清祥のことと存じます。

さて、今年度は日本公民館学会理事改選の年に当たります。理事選挙につきましては、日本公民館学会会則第9条並びに日本公民館学会理事選挙規程に基づき実施いたします。また理事選挙期間を9月中旬から下旬に設定し実施いたします。投票用紙は9月上旬に選挙権を有する会員に送付いたしますので、下記の通りご投票くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 理事選挙人資格

日本公民館学会理事選挙規程第3条にもとづき、学会理事選挙が行われる年度前までの会費が納入されている会員は選挙権を有します。

（会費納入期限：2012年8月23日）

但し選挙が行われる年度に新たに入会した会員については、選挙管理委員会が資格審査を行う日までにその年度の会費納入をもって入会手続きを終えている場合に選挙権を有するものとします。

2. 理事被選挙人資格

選挙が行われる年度を含み、2年以上会費未納の会員は被選挙権を持ちません。

3. 選挙の方法

郵送による投票

4. 投票期間

2012年9月11日から9月26日まで（当日消印有効）

以上